

マイナビ博覧会 申込規約

●第1条（定義）

1. マイナビ博覧会（以下「本イベント」といいます）とは、株式会社マイナビ（以下「当社」といいます）が開催する展示会およびイベント（人材関係のイベントを除き、オンラインのみで開催するものを含む）の総称をいいます。
2. 出展企業とは、本イベントに出展することを当社が承認することにより、当社との間で本イベントへの出展に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立した企業・団体・組織等をいいます。

●第2条（適用）

1. 本規約は、本イベントの開催条件および本イベントの出展に関する当社と出展企業との間の権利義務関係を定めることを目的とし、出展企業と当社との間の本イベントの出展に関わる一切の關係に適用されます。
2. 当社は、本規約に基づき本イベントを開催するものとし、出展企業は、本イベントに出展する時点で、本規約の内容を承諾しているものとします。
3. 本イベントの出展に関する各種規約・出展者マニュアルは、本規約の一部を構成するものとします。
4. 本規約の内容と、別紙の各種規約・出展者マニュアル、その他の本規約外における本イベントの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

●第3条（イベント期間）

出展企業が本イベントに出展できる期間は、本イベントの開催当日の指定時間内、または複数日にわたって開催される場合には最終日までの指定時間内で、かつ出展企業であることを当社が承認した期間とするものとします。

●第4条（本イベントの具体的内容）

当社は、本イベントにおいて、次の内容のサービスを提供します。

- ・会場にて集客を行う展示会を開催および運営するサービス
- ・WEBにて集客を行う展示会を開催および運営するサービス

●第5条（申込み）

1. 本イベントの申込みは、当社所定の申込方法により行われるものとします。
2. 本イベントの出展期間、出展料金およびその支払方法については、申込み時の記載に従うものとします。

3. 当社は、出展企業が本イベントへ出展するにあたって、当社所定の審査を実施するもの
とします。

●第6条（出展料金）

1. 出展企業は、当社に対して、本イベントの出展料金を原則イベント開催日の前日までに
支払うものとし、なお、出展企業の責めに帰すべき事由に基づき本イベントの出展を中
断もしくは終了した場合、または出展企業により本契約が任意解約された場合であっても、
当社は、出展料金の返還義務は負わず、また、未払いの出展料金に関して、出展料金全額の
請求権を失わないものとし、

2. 出展企業は、本イベントを出展するための諸費用（交通費、荷物輸送費、回線料金、プ
ロバイダ費用、および環境設定に関する費用等）を負担するものとし、

3. 申込み後のキャンセルについては、別途定めるキャンセルポリシーに従ってキャンセル
料が発生するものとし、また、前条第3項の定めに基づき出展資格を得た後に出展資
格を喪失することとなった場合（行政・司法当局の処分を受ける等）、出展企業は、キャン
セルポリシーに従って、キャンセル料を支払わなければならない可能性があります。

●第7条（管理ID、パスワードの管理）

1. 当社は出展企業に対してイベントサポートページ等の管理ID・パスワード（以下「管理
ID等」といいます）を発行します。出展企業は、セキュリティ上の観点から、当社から発
行された管理ID等を厳重に管理する責任を負っており、これを第三者に貸与、譲渡または
開示等はできないものとし、

2. 前項にかかわらず、出展企業が管理ID等を自己の業務委託先に使用させる場合、当社
所定の手続きに従って当社の事前承認を得たうえでこれを行うものとし、なお、この場
合、出展企業は、業務委託先においても本規約が遵守されることに関して責任を負うもの
とします。

また、当該業務委託先に関わる事故等に関して、当社は、一切の責任を負わないものと
します。

●第8条（当社の機密保持義務）

1. 当社は、出展企業がイベントサポートページ等の利用により登録した出展企業の情報を
機密として厳重かつ適切に取り扱うものとし、出展企業の同意を得た情報を除き、第三者
（本イベントの運営にかかわる当社業務委託先は除きます）に開示しないものとし、

2. 当社は、出展企業から管理を委託された個人情報（以下本条において「個人情報」とい
います）を機密として保持し、出展企業の事前の承諾なく、個人情報の複写、削除、改竄、
第三者への開示・漏洩、情報開示目的以外での利用は行いません。

3. 当社は、個人情報を出展管理システム等にて適正に管理し、出展企業の初回ログインか

らイベント終了時まで保持した後、適正に破棄するものとします。

4. 当社は、個人情報の取扱いに関する管理責任者を選定し、個人情報を取り扱うことが業務遂行上必要な従業者（当社との雇用関係の有無を問いません）に限って個人情報を取り扱わせるものとします。

5. 当社は、業務上必要な範囲内でのみ、第三者に個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託することができるものとします。ただし、その場合、当社は、本条における当社の義務と同等の義務を委託先に負わせるものとします。

6. 当社は、出展企業から個人情報の管理体制についての報告を求められた場合、個人情報の秘匿性を害することがない方法および内容で、出展企業に対して当該報告を行うものとします。

7. 個人情報は、以下の者が責任をもって管理するものとします。

個人情報保護管理者（代理人）

株式会社マイナビ展示会事業準備室室長

tj-personal_data@mynavi.jp

●第9条（個人情報の取り扱い）

1. 出展企業は、本イベントに参加した来場者から受領した個人情報について、個人情報に関する保護義務が発生することを認識し、紛失・盗難等の事故を防ぐためにこれらを厳重に管理するものとします。なお、個人情報に関して、事故・トラブルが生じた場合には、出展企業の責任により解決するものとします。

2. 当社は、本イベントにおいて、運営上一時的に当社の担当者が受領した個人情報について、出展企業に対して即時に引き渡しを行うものとし、出展企業の責任をもって厳重に管理するものとします。

●第10条（情報の利用）

1. 当社は、出展企業情報および出展企業から管理を委託された個人情報を抽出・集計して統計データを作成することがあり、当該統計データについて、当社は何ら制約なく自由に利用できるものとします。なお、この場合の統計データに関する著作権は当社に帰属するものとします。また、当社は、統計データの作成について、第三者に委託する場合があります。出展企業はこれを承諾するものとします。ただし、その場合、当社は、当該委託先に対して当社の義務と同等の義務を委託先に負わせるものとします。

2. 当社は、当社の広報活動・活動報告に利用するために、出展企業情報および本イベントの内容を、一般に開示することがあり、出展企業はこれに同意するものとします。

●第11条（知的財産権）

1. 本イベントを通じて当社が提供する情報およびコンテンツ（原稿内容・写真・デザイン・

標章等をいい、以下同様とします)の著作権(著作権法第27条、第28条の権利を含みます)および産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権およびこれらを受ける権利を含み、以下著作権とあわせて「知的財産権」といいます)は、出展企業が提供するものを除き、すべて当社に帰属します。

2. 出展企業は、当社に権利の帰属する本イベントの情報およびコンテンツを無断で使用することはできず、本イベント以外の目的でこれを使用(転載、複製、出版、公開等)する場合、事前に当社の承諾を得るものとします。ただし、当社の承諾を得られた場合においても、一時的な使用許可か権利の完全譲渡かにかかわらず、その内容に応じた所定の費用が別途発生するものとします。

3. 本イベントに使用するために出展企業に権利の帰属する情報およびコンテンツを当社に提供する場合、当社は、各種権利手続きを出展企業においてすべて完了しているものと判断します。これらの情報およびコンテンツが、第三者から出展企業に対して提供されたものである場合、当社は、第三者からの正式な使用許諾を当社が確認できない限り、これらの情報およびコンテンツを一切使用しません。また、これらの情報およびコンテンツにより第三者との間に生じた紛争、損害については、すべて出展企業の責任において解決するものとし、当社は、一切の責任を負わず、介入しないものとします。

●第12条(禁止行為)

当社は、出展企業が次の各号に定める行為またはそのおそれのある行為を行った場合、出展企業に対して事前に通知することなく、本イベントにかかる契約を即時に解除すること、本イベントの出展を停止すること、または追加の出展料金を請求することができるものとします。

- (1) 当社の事前の許諾なく、第三者に対して、管理ID等を開示または漏洩する行為
- (2) 当社の事前の許諾なく、第三者に対して、出展企業のイベントサポートページ等を利用させる、または開示する行為
- (3) 当社の事前の許諾なく、第三者に対して、本イベントの出展に際して知り得た情報、画面コピー等を開示または漏洩する行為
- (4) 本イベントの出展に際して取得した情報を本イベントの目的外で利用する行為
- (5) 虚偽の情報を登録する行為
- (6) 当社または第三者の著作権、知的財産権、特許権、実用新案権、商標権等を侵害する行為
- (7) 当社から許諾を受けた範囲を超えた本イベントの使用、譲渡、複製、改変、その他これに類する行為
- (8) 本イベントで利用されるシステム等への不正アクセス行為
- (9) システムの正常な動作を妨げるような不正行為、過度に負担をかける行為
- (10) システムに対する逆コンパイル、リバースエンジニアリング等、本イベントで利用さ

れるシステムを解析する行為

- (11) 本イベントの派生物を作成する行為
- (12) 第三者に不利益を与える行為
- (13) 犯罪行為、または公序良俗に反する行為
- (14) 本イベントの運営を妨げる行為
- (15) その他本イベントの運営上、当社が不適切であると判断する行為
- (16) 本イベントの趣旨と異なる内容を告知する行為
- (17) 故意に配信時間を延長する行為
- (18) システムプログラムを変更する行為
- (19) 当社が指定する場所以外から配信する行為

●第13条（免責事項）

1. 当社は、出展企業が本イベントに出展することにより受けた損害について、それが当社の故意または重大な過失によるものであることが明白な場合を除き、出展企業に対して一切の責任を負わないものとします。なお、当社が出展企業に対して賠償責任を負う場合であっても、その責任は直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ出展企業が本イベントにかかる契約締結時点で支払義務を負う出展料金の金額を上限とします。
2. 当社は、火災、停電、天災地変、伝染性疫病、戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議、その他の不可抗力（当社の責めに帰すべき事由によらない回線障害、サーバ障害等を含みます）によって本イベントを提供できなかったことにより生じた損失について、一切の責任を負わないものとします。なお、この場合であっても、当社は、出展企業に対して出展料金の返還義務を負わないものとします。
3. 当社は、業務遂行上通常要求される程度の合理的な措置を当社が講じていたにもかかわらず、出展企業または第三者の責に帰すべき事由により生じた損失について、一切の責任を負わないものとします。
4. 出展企業は、機能・イベントの向上や安定的なシステム運用等の目的で、当社が本イベントの仕様またはインターフェイスを出展企業への事前の通知なく変更することがあること、およびこれにより変更後の仕様またはインターフェイスが各種マニュアル内の表示等と異なる事態が生じる可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。
5. 出展企業は、アーカイブ配信において、第三者のサイトへの無断リンク等を原因として、予期せぬ大量アクセスによるシステム障害が発生し、一時的に配信が停止される可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。
6. 当社は、本イベントへの出展について、完全な動作保証を行うものではなく、出展企業は、使用する機器および通信環境によって本イベントの開催に不具合が生じる可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。

●第14条（反社会的勢力の排除）

1. 出展企業は次の各号に該当しないこと、および今後もこれに該当しないことを保証し、出展企業が次の各号の一に該当した場合、または該当していたことが判明した場合には、当社は別段の催告を要せず、直ちに本イベントの出展を停止させ、本イベントにかかる契約を解除することができるものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下あわせて「反社会的勢力」といいます）であること。

(2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること。

(3) 親会社、子会社（いずれも会社法の定義によります。以下同様とします）または業務を再委託する第三者が前二号のいずれかに該当すること。

2. 出展企業が次の各号に該当した場合、当社は、別段の催告を要せず、直ちに本イベントの出展を停止させ、本イベントにかかる契約を解除することができるものとします。

(1) 当社に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または当社のお名譽・信用を毀損する行為を行うこと。

(2) 偽計または威力を用いて当社の業務を妨害すること。

(3) 当社に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること。

(4) 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること。

(5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

(6) 親会社、子会社または業務を再委託する第三者が前五号のいずれかに該当する行為を行うこと。

3. 前二項の規定により本イベントの出展を停止した場合においても、出展企業は出展料金全額の支払義務を免れず、また、当社は、支払済み出展料金の返還義務を負わないものとします。

●第 15 条（イベントの中断・終了）

1. 運用上または技術上の理由で、当社が本イベントの一時的な中断または終了が必要だと判断した場合、当社は、出展企業に事前に通知することなく、一時的に本イベント提供を中断または終了させることがあり、出展企業はこれをあらかじめ承諾するものとします。なお、当社は、当該中断または終了によって生じた損害等について、一切の責任を負いません。

2. 当社は、1 ヶ月の予告期間をもって出展企業に通知のうえ、本イベントを長期的に中断または終了することができるものとします。

●第 16 条（規約の変更）

1. 当社は次の各号に定める場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 本規約の変更が、出展企業の一般の利益に適合する場合。
 - (2) 本規約の変更が、本イベントにかかる契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の規約の内容とその効力発生日を出展企業に電子メールで通知するものとします。

●第17条（分離条項）

本規約の一部の効力が、法令や確定判決により無効とされた場合であっても、その他の条項は引き続き効力を有するものとします。

●第18条（準拠法）

本規約および本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関わる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

●第19条（協議解決）

本規約の解釈等に疑義が生じ、または本規約に規定されていない事項について争いが生じた場合は、当社と出展企業は、信義に基づき誠実に協議のうえ、円満に解決するよう努力するものとします。

■付則 2022年8月31日制定

●キャンセルポリシー

1. 本イベントへの申込みのキャンセルは、当社においてこれを承諾しない限り認められません。
2. 当社がキャンセルを承諾した場合であっても、出展企業は、次のとおりキャンセル料を支払うものとします。なお、キャンセル日については、出展企業からの意思表示が当社に到達した時点により区別します。

〈キャンセル料〉

- ① 開催初日の91日以前まで＝出展料金の30%
- ② 開催初日の90日前から61日前まで＝出展料金の50%
- ③ 開催初日の60日前から開催初日まで＝出展料金の100%

〈キャンセルポリシー適用に関する注意点〉

申込み後、当社より参画企業へ「出展確認メール」が発信されますが、「出展確認メール」送信日の翌日以降のキャンセルからキャンセルポリシーが適用されます。

※キャンセルから開催初日までの日数には、土日祝日および当社公休日を含みます。

※キャンセルの意思表示が土日祝日および当社公休日に当社に到達した場合には、翌営業日午前0時と取り扱います。

〈本イベントの開催の中止、変更（開催当日を含む）に伴うキャンセル料について〉

当社は、火災、停電、天災地変、伝染性疫病、戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議、その他の不可抗力（当社の責めに帰すべき事由によらない回線障害、サーバ障害等を含みます）により、本イベントの開催の中止および開催時間・会場等を変更（開催当日を含みます）することがあり、これにより出展企業に生じた損失について、一切の責任を負わないものとします。また、この場合であっても、当社は、出展企業に対して出展料金の返還義務を負わないものとします。